四日市市教委告示第14号

四日市市教育委員会公印規則(昭和59年四日市市教委規則第10号)第14条第 1項の規定により、印影を印刷して使用するので、同規則第17条において準用する 四日市市公印規則(昭和34年四日市市規則第8号)第16条第3項の規定に基づき 次のとおり告示する。

令和元年5月22日

四日市市教育長 葛 西 文 雄

- 1 名称 四日市市教育委員会印
- 2 寸法方24ミリメートル
- 3 印影



4 使用区分

四日市市立視聴覚センター使用許可書

(四日市市教育委員会教育支援課)